

質問回答書

本質問回答書は、令和 8 年 8 月 28 日付けで公告した「調布市下水道包括的維持管理業務委託（第 2 期）公募型プロポーザル実施要領」における「7.3 公募要領に関する質問への回答公表」に基づき、回答します。

本質問回答書は、「公募型プロポーザル実施要領」、「要求水準書」、「契約書（案）」と一体的に契約関連図書として取り扱い、本質問回答書の回答内容は、「公募型プロポーザル実施要領」、「要求水準書」、「契約書（案）」に優先して取り扱います。

語彙の訂正等については、契約締結時に修正します。

公募型プロポーザル実施要領に関する 質問・回答

質 問 箇 所	書 類 名	実施要領
	ペ ー ジ	5
	項 番	6. 参加資格
	項 目	6.1 参加者の構成等
質 問 内 容	参加者の SPC 出資について、「出資構成員」と「非出資構成員」の区分を参加表明書提出以後に変更することは可能でしょうか。参加者の変更等と同様に、事前に市の承諾を経る必要との理解で宜しいでしょうか。	
回 答	参加者の倒産や事業継承等のやむを得ない事情による場合のみ、変更は可能であると考えています。ただし、事業者選定後に特段の理由もなく、出資者を変更することは、事業者選定の公平性の観点から好ましくないと考えています。変更に際しては、業務遂行上の実施体制に影響を及ぼさないことが前提となりますので、事前に市との協議は必須とします。	

質 問 箇 所	書 類 名	実施要領
	ペ ー ジ	5～6
	項 番	4.10、6.1
	項 目	基本協定
質 問 内 容	実施要領では、優先交渉権者の選定後に SPC を設立し本契約を締結することとされていますが、調布市と参加グループとの基本協定については記載がありません。優先交渉権者決定後、調布市、出資構成員及び非出資構成員を当事者とする基本協定の締結を予定されているかご教示ください。予定していない場合は、SPC 設立義務、出資義務、参加継続義務、構成企業離脱時の責任及び本契約締結前の費用負担をどのように整理する予定かご教示ください。	
回 答	本委託の契約については、本契約のみとし、基本協定の締結は不要と考えています。SPC 設立義務、出資義務、参加継続義務、構成企業離脱時の責任及び本契約締結前の費用負担は全て受託者が負うものとします。	

質 問 箇 所	書 類 名	実施要領
	ペ ー ジ	6
	項 番	6.1
	項 目	出資のみを行う構成企業

質 問 内 容	第 3 回サウンディング調査のアンケート結果では、「事業を実施せず SPC に対して出資のみを行う企業は参加可能」と回答されています。当該回答を踏まえ、本業務を直接実施しない出資構成員が参加することは可能との理解でよろしいでしょうか。また、当該取扱いを実施要領へ反映する予定があるかご教示ください。
回 答	その理解で相違ありません。要求水準書に「出資構成員」及び「非出資構成員」について記載しております。実施要領への記載は考えていません。

質 問 箇 所	書 類 名	実施要領
	ペ ー ジ	6
	項 番	6.1
	項 目	種類株式・無議決権株式
質 問 内 容	代表企業が実施要領に定める 50%超の株式保有割合を維持することを前提として、SPC が会社法第 108 条に基づく種類株式（無議決権株式）を発行することは可能との理解でよろしいでしょうか。また、本業務を直接実施しない出資構成員が当該種類株式を保有することは可能でしょうか。	
回 答	業務遂行に影響を及ぼす恐れが無ければ、会社法に定める規定について制限する考えはありません。	

質 問 箇 所	書 類 名	実施要領
	ペ ー ジ	6
	項 番	6.1
	項 目	代表企業の株式保有割合
質 問 内 容	代表企業の「50%を超える株式保有割合」とは、発行済株式総数に占める保有割合を指すのか、株主総会における議決権割合を指すのかご教示ください。	
回 答	代表企業における意思決定権を保有する意図であるため、株主総会における議決権割合です。	

質 問 箇 所	書 類 名	実施要領
	ペ ー ジ	6
	項 番	6.1
	項 目	SPC 本店・事務所
質 問 内 容	第 3 回サウンディング調査のアンケート結果では、「SPC 事務所への常駐は義務付けていない」と回答されています。本店については会社法上必要な機能を有していれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。また、本店に求められる最低限の機能（執務スペース、書類保管、連絡体制等）があればご教示ください。	

	い。
回 答	その理解で相違ありません。本店に求められる最低限の機能については、業務遂行上問題がない範囲で民間事業者の判断に委ねます。

質 問 箇 所	書 類 名	実施要領
	ペ ー ジ	6
	項 番	6.1
	項 目	事務所等の提供
質 問 内 容	本業務の実施に当たり、調布市が貸与又は使用を認める執務スペース、資機材置場、倉庫、駐車場等がある場合はご教示ください。	
回 答	調布市から貸与又は使用を認めるものではありません。	

質 問 箇 所	書 類 名	実施要領
	ペ ー ジ	7
	項 番	6.5
	項 目	SPC による他自治体業務の受託
質 問 内 容	実施要領第 6.5 項では東京都内他自治体の類似業務の受託を認めています。本事業の SPC は調布市業務専用会社ではなく、複数自治体業務を実施する事業会社として運営することも可能との理解でよろしいでしょうか。	
回 答	その理解で相違ありません。ただし、本業務運営の支障とならないことを条件とします。	

質 問 箇 所	書 類 名	実施要領
	ペ ー ジ	7
	項 番	6.5
	項 目	統括管理技術者の兼任
質 問 内 容	統括管理技術者が他自治体業務を兼任する場合、本業務に求める最低限の従事率、従事日数又は体制要件があればご教示ください。	
回 答	現時点では、従事率等について明確な設定はありません。具体的な案件が発生した時点で協議をお願いします。ただし、本業務運営の支障とならないことを条件とします。	

質 問 箇 所	書 類 名	実施要領
---------	-------	------

	ペー ジ	7
	項 番	6.5
	項 目	複数事業間の区分管理
質 問 内 容	SPC が他自治体業務も受託する場合における費用、人員及び資機材の区分管理について、貴市が求める基準があればご教示ください。	
回 答	現時点では、市が求める基準はありません。本委託における費用が他自治体業務へ不当に流用されないことが条件となります。	

質 問 箇 所	書 類 名	実施要領
	ペー ジ	7
	項 番	6.5
	項 目	複数自治体の同時被災【優先度：中】
質 問 内 容	複数自治体が同時に被災した場合における人員及び資機材配置の考え方並びに本業務に確保すべき最低限の対応体制についてご教示ください。	
回 答	現時点では、市が求める対応体制基準等はありません。なお、調布市における災害時の対応は、本業務には含まず別途災害協定において締結することとしており、その内容については、甲乙で協議のうえ決定します。	

質 問 箇 所	書 類 名	実施要領
	ペー ジ	8
	項 番	7.2、7.3
	項 目	質問回答の契約上の位置付け
質 問 内 容	公募要領等に関する質問回答は契約条件を構成するものとの理解でよろしいでしょうか。また、質問回答と実施要領、要求水準書又は契約書の記載が異なる場合の優先順位をご教示ください。	
回 答	その理解で相違ありません。本質問回答書における記載内容は、公募型プロポーザル実施要領、「要求水準書」、「契約書（案）」に優先して取り扱うものとします。質問回答を踏まえ、必要に応じて実施要領、要求水準書又は契約書の修正を行います。	

要求水準書に関する 質問・回答

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	2
	項 番	1.5 (5)
	項 目	災害協定
質 問 内 容	第3回サウンディング調査のアンケート結果では、災害協定について「調布市地域防災計画資料編第4部」を参照するよう示されています。本業務で想定している災害協定の内容、応援範囲、出動条件及び費用精算方法をご教示ください。また、契約後に締結する協定案があればご提示ください。	
回 答	調布市における災害時の対応は、本業務には含まず、別途災害協定において締結することとしており、その内容については、甲乙で協議のうえ決定します。なお、災害時の対応に要した費用については、別途精算をします。	

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	3
	項 番	1.6 (1)
	項 目	下水道法改正対応
質 問 内 容	要求水準書では、法令改正対応は甲と協議の上、設計変更の対象とされています。下水道法改正に伴う点検頻度の増加、調査範囲の拡大又は追加報告等については、追加業務及び追加費用の全てが設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	
回 答	その理解で相違ありません。	

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	8
	項 番	3.4 統括関連業務の要求水準
	項 目	3.4.2 情報管理業務の要求水準
質 問 内 容	要求水準を満たすためには、貴市が保有する「下水道台帳システム」の詳細な仕様や要件定義、データ形式などを事前の早い段階（「参加資格確認結果の通知時」程度を想定）に開示頂く必要があると考えますが、ご対応いただけますでしょうか。	
回 答	現行の「下水道台帳システム」の仕様及び維持管理情報等の管理フィールドをエクセルで開示します。開示時期は10月中に行う予定です。	

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	9

	項 番	3.4.3
	項 目	本業務対象外の通報
質 問 内 容	第3回サウンディング調査のアンケート結果では、明らかに下水道維持管理業務外の通報は対応不要とし、要求水準書に追記する旨が回答されています。当該回答内容は要求水準書へ反映済み又は反映予定との理解でよろしいでしょうか。	
回 答	要求水準書「3.4.3 初動対応業務の要求水準」に記載しています。	

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	要求水準書-9
	項 番	3.4.3
	項 目	初動対応業務の要求水準
質 問 内 容	要求水準書 3.4.3 (イ)において、「乙は、緊急連絡窓口を開設し、住民に周知する」とありますが、当該窓口が受け付ける通報・連絡の対象範囲について確認させてください。 調布市ホームページに掲載されている下水道課管理係の担当事務のうち、以下の業務に関連する住民からの通報・連絡について、乙が開設する緊急連絡窓口を受付窓口とするとの理解でよろしいでしょうか。(1-1) ・下水道施設の維持・管理 ・下水道管理用地の維持・管理 ・下水道排水の水質管理 また、要求水準書に記載されている「住民への周知」についても、上記のような本業務の対象となる通報・連絡の窓口として緊急連絡窓口を周知するものであり、下水道課が所管するその他の業務（例：排水設備（宅内・開発、ディスプレイ、雨水浸透施設等）の申請・検査等）に関する問い合わせについては、引き続き調布市の窓口で対応するとの理解でよろしいでしょうか。(1-2) なお、上記の整理と異なる場合には、乙が開設する緊急連絡窓口で受け付けることを想定している通報・連絡の範囲をご教示ください。(1-3)	
回 答	その理解で相違ありません。必要に応じて甲乙協議のうえ、関連する市ホームページの更新を行います。また、乙による担当窓口の広報をお願いします。	

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	要求水準書-9
	項 番	3.4.3
	項 目	初動対応業務の要求水準

質 問 内 容	要求水準書 3.4.3 において、「住民からの通報・連絡の内容が明らかに下水道に係るものではない場合には、本業務の対象外とする」とあります。 乙が開設する緊急連絡窓口に、本業務の対象外であることが明らかな通報・連絡、又は調布市の他部署が所管すると考えられる内容の通報・連絡があった場合、乙において個別の所管部署を特定して案内するのではなく、通報者に対して調布市役所代表電話（042-481-7111）を案内する対応でよろしいでしょうか。（2-1） 異なる対応を想定されている場合には、本業務の対象外となる通報・連絡を受けた際に乙に求める対応をご教示ください。（2-2）
回 答	その理解で相違ありません。なお、市において各種相談窓口を案内するリーフレットを貸与しますので、可能な範囲で所管部署へのご案内をお願いします。

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	要求水準書-9
	項 番	3.4.3
	項 目	初動対応業務の要求水準
質 問 内 容	要求水準書 3.4.3（イ）に定める「緊急連絡窓口」について、当該窓口の電話番号として、NTT ドコモビジネス株式会社が提供するナビダイヤル（0570 から始まる電話番号）を使用することは可能でしょうか。（3-1） 電話番号の種別、通話料金、発信可能な通信サービスその他について指定又は条件がある場合には、併せてご教示ください。（3-2）	
回 答	一般的な電話回線利用者が発着信できる電話番号であれば特に問題ありません。	

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	要求水準書-9
	項 番	3.4.3
	項 目	初動対応業務の要求水準
質 問 内 容	要求水準書 3.4.3（ア）において、「初動対応は 24 時間対応とし、開庁時・閉庁時を問わず、住民からの通報・連絡に対し乙が対応する」とあります。 本業務開始後、開庁時間中に本業務の対象となる通報・連絡が調布市の既存窓口へ直接寄せられた場合には、原則として乙が開設する緊急連絡窓口へ転送又は案内いただき、乙が受付及び初動対応を行うとの理解でよろしいでしょうか。（4-1） 異なる運用を想定されている場合には、市及び乙の窓口間における通報・連絡の引継方法をご教示ください。（4-2）	

回	答	その理解で相違ありません。
---	---	---------------

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	要求水準書-9
	項 番	3.4.3
	項 目	初動対応業務の要求水準
質 問 内 容	要求水準書 3.4.3 (ウ)において、「住民からの通報・連絡後、速やかに現場調査・対応を行う」とあり、また評価指標として「住民等からの連絡を受けた時刻」から「初動対応・現地確認」まで 24 時間以内とされています。 住民から本業務の対象となる通報・連絡を受けた場合、原則として全件について現場への出動・現地確認が必要との理解でしょうか。(5-1) 電話による聞き取り等により、緊急性がないこと又は現場確認が不要であることが明らかな場合には、乙の判断により電話対応のみで完結することも可能でしょうか。(5-2) また、現場出動の要否を判断する基準について、市が想定するものがある場合にはご教示ください。(5-3)	
回	答	その理解で相違ありません。個別具体的なケースについて判断が困難な場合は本業務開始後に甲乙で協議願います。

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	要求水準書-9
	項 番	3.4.3
	項 目	初動対応業務の要求水準
質 問 内 容	要求水準書【表 3-1】には、過年度の初動対応実績として、臭気約 25%、陥没約 25%、詰まり約 15%等の内訳が示されています。 緊急連絡窓口及び初動対応体制の検討にあたり、可能であれば、過年度の初動対応について以下の実績をご提供いただけますでしょうか。(6-1) ・ 年間の通報・連絡件数 ・ 月別の件数 ・ 開庁時間内／開庁時間外の件数 ・ 曜日別又は時間帯別の件数 ・ 電話受付のみで完結した件数及び現場出動を行った件数 ・ 可能であれば、通報内容別の件数 なお、上記件数と、要求水準書 3.4.1 に記載されている「令和 7 年度以前に市に寄せられた苦情件数は年間約 100 件」との関係についても併せてご教示ください。(6-2)	
回	答	過去 3 年間の平均値として提示します。

	下水道課への開庁時入電数：140 件/年（閉庁時：0 件/年） うち、下水道業務に係るもの：75 件/年 うち、他課又は民間事業者、民地内に係るもの：65 件/年 また、開庁時における曜日や時間帯について、偏りはなく満遍なくお問い合わせをいただいております、下水道課に係る案件のうち電話のみで完結した事案は 1 割以下となっております。 なお、要求水準書内に示す約 100 件については過去 3 年間における、下水道課に係る問い合わせの 1 年間あたりの最大件数としています。
--	---

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	要求水準書-9
	項 番	3.4.3
	項 目	初動対応業務の要求水準
質 問 内 容	要求水準書 1.3 において、本業務の事業期間は「令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日まで」とされており、また、3.4.3（イ）において、「乙は、緊急連絡窓口を開設し、住民に周知する」とあります。 緊急連絡窓口についても、事業開始日である令和 9 年 4 月 1 日から開設し、住民からの通報・連絡の受付を開始する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。（7-1） 緊急連絡窓口の開設に当たっては、調布市の既存電話窓口との役割分担や通報・連絡の取扱い等について事前に整理するとともに、新たな窓口について住民への十分な周知期間を確保する必要があると考えております。 そのため、調布市との協議により、住民への周知開始時期及び周知期間を定めた上で、事業開始後の一定期間は従来の窓口運用を継続し、その後、乙が開設する緊急連絡窓口へ移行する運用とすることは可能でしょうか。（7-2） 可能な場合には、緊急連絡窓口の開設時期及び移行方法について、契約締結後に甲乙協議の上で決定するとの理解でよろしいでしょうか。（7-3）	
回 答	令和 9 年 4 月 1 日から窓口が開設されることを想定しています。なお、窓口対応準備や周知期間が必要であるため、当面の間は、甲乙が連携して対応することを想定しています。	

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	9～10
	項 番	3.4.3
	項 目	初動対応時間

質 問 内 容	初動対応業務の評価指標である「24 時間以内」について、時間の終点は現地到着、現地確認完了、応急措置開始又は応急措置完了のいずれを指すのかご教示ください。
回 答	現地到着後 1 時間程度の現地作業が終了した時点を想定しています。その後、発生する対応・措置については「修繕・緊急的対応」に含めるものとしています。

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	15、64～70
	項 番	5.4 (3) ～ (5)、別紙 4
	項 目	維持管理業務の流用・精算
質 問 内 容	第 3 回サウンディング調査のアンケート結果では、維持管理業務内での流用及び予算調整を前提とする考え方が示されています。当該考え方について、流用可能な業務区分、流用元及び流用先、3 割制限の適用単位並びに年度末精算方法を要求水準書又は契約書に明記する予定があるかご教示ください。	
回 答	要求水準書「別紙 4 維持管理業務の清算について」をご確認ください。	

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	18、20、68～69
	項 番	5.4.3、5.4.5、別紙 4
	項 目	要求水準書
質 問 内 容	緊急清掃及び緊急修繕については、年度ごとに甲乙協議の上で単価を決定し、実績数量に応じて精算するとの理解でよろしいでしょうか。また、単価協議が成立しない場合の取扱いをご教示ください。	
回 答	その理解で相違ありません。なお、市は公共積算により単価を算出しており、基準と著しく乖離が生じる場合は現場条件等を勘案して見積もりをするなど別途協議を想定しています。	

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	19、31～33
	項 番	5.4.4、別紙 1
	項 目	既設管劣化等のリスク分担

質 問 内 容	第3回サウンディング調査のアンケート結果では、既設管劣化等について「現時点では、大きなリスクを民間事業者に負わせることはない」と回答されています。当該回答を踏まえ、既設管の経年劣化、老朽化、施設固有の瑕疵等に起因する更新・改築又は暫定対応に係る費用及びリスクは甲が負担するとの理解でよろしいでしょうか。また、必要に応じて別紙1のリスク分担表へ反映する予定があるかご教示ください。
回 答	その理解で相違ありません。なお、リスク分担表については、サウンディング調査での回答内容も含めて記載をしています。

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	27～28
	項 番	8.3
	項 目	要求水準未達の判定
質 問 内 容	要求水準未達の具体的な判定基準をご教示ください。また、軽微な書類不備、一時的な報告遅延等は、委託料の支払停止又は契約解除につながる要求水準未達として取り扱わないとの理解でよろしいでしょうか。	
回 答	本事業では、下水道管路の維持管理に必要な最低限の内容を要求水準書に定めています。特に性能発注業務については、住民福祉の向上という、公共事業の主旨に即して実施いただければ未達とはならないと考えています。また、以降の内容については、その理解で相違ありません。	

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	28
	項 番	8.3.2
	項 目	委託料の支払停止範囲
質 問 内 容	要求水準未達による委託料の支払停止は、当該未達部分に対応する範囲に限定され、適正に履行された他の業務に係る対価は支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	
回 答	その理解で相違ありません。	

質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書
	ペ ー ジ	30
	項 番	9.1、9.2
	項 目	業務引継ぎの範囲

質 問 内 容	引継ぎ時に求める GIS 整備、属性付与、データ変換及びシステム移行支援の具体的範囲をご教示ください。また、当初想定を超える作業が追加された場合は、追加費用の協議対象となるとの理解でよろしいでしょうか。
回 答	情報管理業務において行うデータ提出と同等のものを想定しており、引継ぎ時に多大な作業が生じることはないと考えています。

契約書(案)に関する 質問・回答

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペ ー ジ	3
	項 番	第 8 条第 1 項
	項 目	下水道法上の管理責任【優先度：高】
質 問 内 容	契約書（案）第 8 条第 1 項では、「本業務に伴う下水道法上の管理責任は甲が負う」と規定されています。当該規定は、下水道施設に係る法令上の管理主体は甲であることを確認する趣旨であり、乙は本業務を履行する範囲で責任を負うものの、施設の経年劣化、老朽化、施設固有の瑕疵又は管理主体としての法令上の責任まで負担するものではないとの理解でよろしいでしょうか。また、当該管理責任と第 57 条（保険）、第 58 条（損害賠償）及び第 59 条（第三者損害）との関係について、貴市の考え方をご教示ください。	
回 答	その理解で相違ありません。詳細はリスク分担表に記載のとおりです。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペ ー ジ	4
	項 番	第 13 条
	項 目	履行の保証
質 問 内 容	履行保証金の免除の条件である（１）に記載のある履行保証保険契約ですが、委託契約締結時に寄託する保険証券の保険期間は 10 年ではなくてよろしいでしょうか。委託期間の 10 年間のため、履行保証保険は少なくとも 1 回の保険更新（「5 年＋5 年」や「8 年＋2 年」など）を含んで対応することは可能でしょうか。 （保険期間 10 年という長期間の委託業務における履行保証保険が、事例として確認できておりません）	
回 答	その理解で相違ありません。市として特段の規定はありません。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペ ー ジ	6
	項 番	第 24 条
	項 目	業務主任技術者
質 問 内 容	「業務主任技術者を専任」との文言がありますが、第 21 条と同様、「選任」の意味と理解してよろしいでしょうか。	
回 答	「選任」との理解で相違ありません。契約締結時に修正します。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
---------	-------	--------

	ペー ジ	9
	項 番	第 37 条
	項 目	要求水準変更に伴う増加費用
質 問 内 容	要求水準変更に伴う増加費用について、直接費のみではなく、人件費、現場管理費、一般管理費、再委託費、準備費等の合理的な間接費も甲の負担対象に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	
回 答	その理解で相違ありません。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペー ジ	10
	項 番	第 39 条
	項 目	住民被害の範囲及び認知時点
質 問 内 容	契約書（案）第 39 条の定義における「住民被害が生じた場合」とは、具体的にどのような事象を想定しているか、主な事例をご教示ください。また、住民被害が客観的には発生していたものの、乙が通常求められる注意を尽くしても当該事象を認知できず、甲が乙に先行して認知した場合、乙の報告義務は、甲からの通知その他の方法により乙が当該事象を認知した時点から生じるとの理解でよろしいでしょうか。この場合、乙が認知するまでの間については、当該事実のみをもって報告義務違反又は要求水準未達として取り扱われないとの理解でよろしいでしょうか。	
回 答	万が一の場合を想定した条項となるため、現時点で想定される事象はなく、仮に発生しても甲乙で協議する想定をしています。その他の内容については、その理解で相違ありません。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペー ジ	12
	項 番	第 48 条～第 50 条
	項 目	未達認定・支払停止前の手続
質 問 内 容	要求水準未達の認定及び委託料の支払停止に先立ち、甲は認定根拠、乙の帰責性、対象業務及び支払停止予定額を書面で示し、乙に説明及び弁明の機会を付与するとの理解でよろしいでしょうか。	
回 答	その理解で相違ありません。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペー ジ	13
	項 番	第 54 条

	項 目	支払の手続き
質問内容 1	第 44 条に規定する業務報告書に基づき、甲による成果物の検査を完了したときに、委託料の支払を請求できるとされていますが、月間業務報告書も該当すると考えてよいでしょうか。すなわち、毎月の請求が可能でしょうか。	
質問内容 2	第 3 回サウンディング調査のアンケート結果では、「四半期毎の請求・支払いができるものとします。統括関連業務は四半期で等分するものとし、他業務は四半期毎に出来高に応じた支払いとします。」と回答されています。一方、契約書（案）第 54 条には当該内容が明記されていません。当該回答内容を契約条件として明確化するため、第 53 条、第 54 条又は別記への追記若しくは修正を予定しているとの理解でよろしいでしょうか。	
質問内容 3	委託料の支払いについて、第 3 回サウンディング調査の質問回答では「四半期ごとの請求・支払いができるものとします。」と記載されていますが、契約書（案）には記載が見られません。 質問回答通りの取扱いと理解で宜しいでしょうか。	
回 答	支払時期は四半期ごとになります。 契約締結時に第 54 条第 1 項を以下のように修正いたします。 【修正内容】 （支払の手続き） 第 54 条 乙は、第 44 条に規定する業務報告書に基づき、第 46 条第 1 項の実施状況の確認を受け、要求水準書で定める成果物の検査を完了したときは、 四半期ごと に委託料を請求することができる。 2 （変更なし） 3 （変更なし）	

質問箇所	書類名	契約書（案）
	ページ	13
	項番	第 55 条
	項目	物価調整のトリガー・手続
質問内容	第 3 回サウンディング調査のアンケート結果では、物価上昇率の見直しは経営戦略改定時（令和 11 年度等）を想定し、物価スライドに関する協議は想定していないと回答されています。当該回答内容について、変更の発動条件、算定方法、適用時期及び契約変更手続を契約書に明記する予定があるかご教示ください。	
回 答	要求水準書に記載のとおりです。令和 11 年度に改定予定の次期経営戦略で採用した物価上昇率を令和 12 年度以降に反映予定です。	

質問箇所	書類名	契約書（案）
------	-----	--------

	ペー ジ	13
	項 番	第 55 条
	項 目	委託料変更の方向
質 問 内 容	第 55 条に規定する「委託料の額の変更」には、委託料の増額及び減額の双方が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	
回 答	その理解で相違ありません。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペー ジ	13
	項 番	第 55 条
	項 目	乙の意見申出
質 問 内 容	第 3 回サウンディング調査のアンケート結果では、「物価スライドに関する協議は想定しておりません」と回答されています。協議を想定しない場合であっても、乙は甲が適用する物価上昇率、算定方法及び変更額について、根拠資料を示して意見又は再確認を申し出ることができるとの理解でよろしいでしょうか。	
回 答	その理解で相違ありません。なお、著しい物価上昇が生じた場合においても、予算等の兼ね合いもあることから、現時点では予定数量の調整による対応を想定しています。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペー ジ	13、21
	項 番	第 53 条第 2 項、第 54 条、別記 1
	項 目	支払限度額の位置付け
質 問 内 容	契約書（案）第 53 条第 2 項では、別記 1 に記載する事業期間内における支払限度額を、事業年度ごとの出来高精算として支払う旨が規定されている一方、別記 1 の表題は「各年度の支払上限額」とされています。また、第 3 回サウンディング調査のアンケート結果では、「統括関連業務は四半期で等分するものとし、他業務は四半期毎に出来高に応じた支払いとします。」と回答されています。これらを踏まえ、別記 1 に記載する金額は、各年度に定額で支払われる委託料ではなく、各業務の出来高精算における支払上限額を示すものであり、実際の支払額は、統括関連業務については四半期ごとの均等額、その他の業務については出来高及び所定の精算方法に基づき算定されるとの理解でよろしいでしょうか。また、支払方法及び支払限度額の位置付けを明確にするため、第 53 条、第 54 条又は別記 1 への追記若しくは修正を予定されているかご教示ください。	

回 答	その理解で相違ありません。必要に応じて契約締結時に追記するものとします。
-----	--------------------------------------

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペ ー ジ	14
	項 番	第 57 条
	項 目	再委託先による保険付保
質 問 内 容	再委託先が担当作業に必要な請負業者賠償責任保険等を付保し、乙が当該保険の内容及び継続を確認して甲に報告することにより、第 57 条の保険付保義務を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	
回 答	その理解で相違ありません。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペ ー ジ	14
	項 番	第 57 条、第 8 条
	項 目	保険付保の対象範囲
質 問 内 容	第 57 条に定める保険は、本業務の履行に起因する乙又は再委託先の賠償責任等を対象とし、第 8 条第 1 項に基づき甲が負う施設管理責任、経年劣化又は老朽化に起因する事故は対象外との理解でよろしいでしょうか。	
回 答	その理解で相違ありません。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペ ー ジ	14
	項 番	第 58 条、第 59 条
	項 目	経年劣化・施設起因事故の責任
質 問 内 容	第 3 回サウンディング調査のアンケート結果では、既設管劣化等について「現時点では、大きなリスクを民間事業者に負わせることはない」と回答されています。当該回答を踏まえ、経年劣化、老朽化、施設固有の瑕疵又は施設そのものに起因する道路陥没、管路破損その他の事故については、乙に故意又は過失がない限り、甲が責任を負うとの理解でよろしいでしょうか。また、責任分界を契約書、要求水準書又はリスク分担表へ明記する予定があるかご教示ください。	
回 答	基本的な考えについてはリスク分担表に記載のとおりです。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
---------	-------	--------

	ペー ジ	14～16、20
	項 番	第 61 条、第 63 条、第 77 条
	項 目	第三者協議・調整制度
質 問 内 容	法令変更又は不可抗力に関する協議が成立しない場合について、中立的な第三者専門家による評価又は調整制度を導入する予定はありますでしょうか。導入しない場合は、甲の決定に対する乙の異議申立て及び再協議の手続をご教示ください。	
回 答	現時点で、調整制度を導入する予定はありません。甲乙で建設的な協議を重ねることで、通常の協議手順での解決を図ります。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペー ジ	15～16
	項 番	第 64 条
	項 目	不可抗力時の固定費
質 問 内 容	不可抗力による委託料の減額は、実施できなかった変動費相当額を対象とし、業務再開に必要な人件費、事務所費、システム費、保険料、車両費その他継続的に発生する固定費は、原則として支払対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	
回 答	公共積算による減額となるため、経費等も含まれます。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペー ジ	17、19
	項 番	第 65 条、第 70 条第 2 項
	項 目	損害賠償の対象・上限、業務引継ぎ違約金
質 問 内 容	第 65 条第 2 項の違約金に加え、第 3 項に基づく超過損害の賠償を請求する場合、乙の損害賠償責任の総額に上限は設定されないとの理解でよろしいでしょうか。また、損害賠償の対象は乙の契約違反と相当因果関係のある通常かつ直接の損害に限定され、間接損害、特別損害及び逸失利益は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 終了時の業務引継ぎ等に係る違約金について、算定対象、算定方法、算定根拠の乙への提示、乙の意見申出及び協議の手続並びに契約金額の 10 分の 10 を上限としている理由をご教示ください。	
回 答	工事請負契約と同等の 1/10 として契約締結時に修正をいたします。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペー ジ	20

	項 番	第 77 条
	項 目	協議不成立時の紛争解決
質 問 内 容	第 77 条に基づく協議が成立しない場合について、第三者専門家による調整、民事調停その他訴訟に先立つ紛争解決手続を設ける予定はありますでしょうか。	
回 答	現時点で、紛争解決手続を設ける予定はありません。	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）
	ペ ー ジ	21
	項 番	別記 1
	項 目	各年度の支払い上限額
質 問 内 容	ストックマネジメント関連業務について、点検業務、調査業務、計画策定業務の内訳を示していただけないでしょうか。 R14～17 年度は調査業務を実施しないため、点検業務で 3 千万円程度が計上されているものと推察します。その場合、R17 年度は、R18 年度以降を対象とするストックマネジメント実施計画の改定が必要になりますが、その費用が計上されていないように思われます。また、R13 年度も点検業務のみと理解しておりますが、5 千万円以上が計上されている理由が分かりません。	
回 答	点検業務は毎年度実施いたします。また、調査業務は令和 9 年度から 12 年度及び令和 18 年度、計画策定業務は令和 12 年度及び令和 13 年度に実施することを想定しております。 なお、要求水準書 64 ページの調査業務、計画策定業務の事業概要と積算内容に相違があるため、以下のとおり訂正します。 ・調査業務 実施延長：約 80 k m ➡ 約 103 k m 実施年度：R9～12 ➡ R9～12 及び R18 ・計画策定業務 実施年度：R15～17 ➡ R12～13	

質 問 箇 所	書 類 名	契約書（案）・要求水準書
	ペ ー ジ	契約書 11 頁・要求水準書 6 頁
	項 番	契約書第 23 条、要求水準書 3.2
	項 目	業務遂行責任者と統括管理技術者の兼任
質 問 内 容	契約書（案）第 23 条では業務遂行責任者を選任することとされ、要求水準書 3.2 では統括管理技術者を配置することとされています。業務遂行責任者と統括管理技術者は、同一の者が兼任することが可能との理解でよろしいでしょうか。兼任が認められない場合は、それぞれに求める役割分担、資格要件及び配置要件の違いをご教示ください。	

回	答	同一の者が兼任することが可能との理解で相違ありません。
---	---	-----------------------------